

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その71)

ねんきん定期便について②

Q

妻の「ねんきん定期便」が届きましたが、引越し前の住所あてになっていました。郵便局で転送手続きを取っていたので、手元には届きましたが、住所変更はどのようにすればよいのでしょうか？
妻は扶養家族で、第3号被保険者です。私は単身赴任中で現在妻とは別の住所です。
なお、妻の「ねんきん定期便」の封筒の色（オレンジ色）は私に届いた「ねんきん定期便」（空色）と違いましたが、意味があるのでしょうか？

A

氏名、生年月日、住所の変更（訂正）がある場合は、現在加入している年金制度に応じて、所定の手続きが必要です。同封の「年金加入記録回答票」に記入しても、変更（訂正）はできませんので、ご注意ください。
国民年金第3号被保険者（サラリーマンの妻など）の方は、配偶者の勤務先を通じて手続きすることになっていますので、社会保険事務の担当部署で手続きをしてください。
夫が単身赴任の場合、夫には赴任先の住所あてに、妻には現在お住まいの住所あてに送付されます。
なお、「ねんきん定期便」の封筒は空色ですが、社会保険庁が年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性が高いと判断した方にはオレンジ色の封筒が届きます。オレンジ色の封筒が届いた場合は、十分に内容をご確認ください。

★変更手続きについて

氏名、生年月日、住所の変更（訂正）の手続き先は、現在加入している年金制度によって異なります。同封の「年金加入記録回答票」に記入しても変更（訂正）されませんので、ご注意ください。

現在の加入状況	手続き先
厚生年金保険の被保険者	勤務先を通じて手続きしてください。 東洋紡の担当窓口は、本社勤務者は社会保険本部、事業所勤務者は総務部（給与係）で手続きを行ってください。
国民年金第3号被保険者 （サラリーマンの妻など）	配偶者の勤務先を通じて、手続きしてください。
国民年金第1号被保険者 （自営業者や20歳以上の学生）	お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

★オレンジ色の封筒のねんきん定期便の方

下記の方には、オレンジ色の封筒の「ねんきん定期便」が送付されますので、十分に内容をご確認ください。

●社会保険庁の名寄せ作業によって得られた記録が、ご本人の記録である可能性の高い方のうち、「ねんきん特別便」に未回答の方や「訂正なし」と回答された方

『あなた様の年金加入記録に結びつく可能性のある記録のお知らせ』が同封されています。今回送付された「ねんきん定期便」の加入履歴には含まれていませんが、ご本人である可能性の高い記録が記載されています。

●標準報酬月額に誤りのある可能性のある方

『標準報酬月額に誤りのある可能性のある記録のお知らせ』が同封されています。厚生年金保険の加入記録をお持ちの方のうち、以下の3つの要件のいずれかに該当した方に同封されています。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは、翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6ヵ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

「もれ」や「誤り」が必ずあるとは限りませんが、可能性の高い方ですので、十分に内容をご確認してください。



*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakahoken_well@toyobo.jp までメールしてください。